

阿賀野市条例第10号

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年阿賀野市条例第141号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 産業廃棄物（第19条）」

第5章 一般廃棄物処理業等（第20条—第24条）」を「第4章 一般廃棄物処理業等（第19条—第23条）」に、「第6章」を「第5章」に、「第25条—第27条」を「第24条—第26条」に、「第7章」を「第6章」に、「第28条—第30条」を「第27条—第29条」に、「第8章」を「第7章」に、「第31条—第33条」を「第30条—第32条」に改める。

第13条の2第3項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第18条第1項中「第25条」を「第24条」に改める。

第4章を削る。

第5章中第20条を第19条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章を第4章とする。

第25条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条を第6章第24条とし、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第7章を第6章とする。

第8章中第31条を第30条とする。

第32条第1項中「、法第19条第1項に規定するもののほか」を削り、同条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第8章を第7章とする。

別表第1中「(第25条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。